

負担限度額の認定（食費・居住費の軽減制度）について

施設に入所した場合や短期入所を利用したときは、施設サービス費の自己負担(1～3割)以外に食費・居住費・日常生活費(理美容代など)が自己負担となります。食費・居住費の金額は、利用者と施設との契約により決まりますが、所得が一定以下の方は、負担限度額の認定を受けることで負担の上限額(負担限度額)が定められ、一般の方に比べると負担が軽減されます。

令和3年8月から認定要件等が変わりますので裏面をご覧ください。

認定要件 令和3年7月まで

以下の要件を**全て満たしている方**が負担限度額の認定を受けられます。

世帯全員が住民税非課税である。
 別世帯に配偶者がいる場合、その配偶者が住民税非課税である。
 配偶者には事実婚の場合も含まれます。
 預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下である。

生活保護受給者は上記要件に関わらず、負担限度額の認定を受けられます。

1日あたりの基準費用額および負担限度額 令和3年7月まで

利用者 負担段階	対 象 者	居住費				食費
		従来型 個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的 多床室	
基準 費用額		1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,392円
第1段階	・生活保護受給者の方等 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円
第4段階	上記第1段階～第3段階以外の方	負担限度額なし 利用する施設に直接お問い合わせください				

- ・基準費用額とは、施設における平均的な費用を勘案して国が定めた費用です。
- ・非課税年金とは、障害年金や遺族年金です。 寡婦・かん夫・母子・準母子・遺児年金を含みます。恩給は対象外です。
- ・従来型個室及び多床室の()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

令和3年8月から認定要件や負担段階、食費の基準費用額等が変わります。

認定要件

以下の要件を全て満たしている方が負担限度額の認定を受けられます。

生活保護受給者は要件に関わらず、負担限度額の認定を受けられます。

世帯全員が住民税非課税である。

別世帯に配偶者がいる場合、その配偶者が住民税非課税である。 配偶者には事実婚の場合も含まれます。

預貯金等が基準額以下である。

負担段階	対象者		預貯金等の基準額
第1段階	世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身で 650万円以下 夫婦で1,650万円以下
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超から120万円以下の方	単身で 550万円以下 夫婦で1,550万円以下
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	単身で 500万円以下 夫婦で1,500万円以下

第二号被保険者(40~64歳)の方の基準額は負担段階にかかわらず、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下となります。

・非課税年金とは、障害年金や遺族年金です。 寡婦・かん夫・母子・準母子・遺児年金を含みます。恩給は対象外です。

1日あたりの基準費用額および負担限度額 色付き部分に変更されました。

利用者負担段階	居住費				食費	
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設サービス	短期入所サービス
基準費用額	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円	
第1段階	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	
第2段階	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円	600円
第3段階	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
第3段階	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
第4段階	負担限度額なし 利用する施設に直接お問い合わせください					

・基準費用額とは、施設における平均的な費用を勘案して国が定めた費用です。

・従来型個室及び多床室の()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

申請方法

負担限度額の認定を受けるには、**介護保険課への申請が必要です。**

<申請に必要なもの>

「介護保険負担限度額認定申請書」

「同意書」

申請書及び同意書は介護保険課給付係へお電話で請求いただくか、介護保険課ホームページでもダウンロード出来ます。

ホームページ：<https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/>

「申請するには？」 - 「保険料・利用料の減額」 - 「利用者負担の軽減」 -

「介護保険負担限度額認定申請書 PDF」・「同意書 PDF」

添付書類

a 通帳の写し等

預貯金等の額を確認するため、通帳の写し等の提出が必要です。

詳しくは5ページ**預貯金等の種類及び添付書類一覧**を確認いただき、該当する添付書類を提出してください。

配偶者がいる場合は、配偶者の添付書類の提出も必要です。

b マイナンバー確認書類

申請書にマイナンバーを記入いただくため、通知カードなどの番号確認書類、運転免許証などの身元確認書類などの提出が必要です。

詳しくは5ページ**マイナンバー（個人番号）の本人確認書類**を確認いただき、該当する確認書類を提出してください。

配偶者のマイナンバー確認書類は必要ありません。

c 住民税課税証明書 該当者のみ提出してください。

別世帯に配偶者がいる場合で、その配偶者が本年 1/1 現在（1～7 月に申請する場合は前年の 1/1 現在）江戸川区内に住民票がない場合は、その配偶者の課税証明書を添付してください。

申請書に配偶者のマイナンバーを記入いただいた場合は、課税証明書は必要ありません。

d 登記事項証明書の写し 該当者のみ提出してください。

成年後見人等が申請する場合は、登記事項証明書の写しを添付してください。

生活保護受給者は、上記 「介護保険負担限度額認定申請書」と b マイナンバー確認書類を提出してください。

ご提出前に6ページのチェックリストで確認をお願いします。

<提出方法>

下記のいずれかの方法で、申請書類を提出してください。

窓口へ持参：江戸川区役所介護保険課2階2番窓口にお持ちください。

郵便で送付：下記郵送先まで申請書類をお送りください。

（郵送先）〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所福祉部介護保険課給付係

結果通知

申請書類を審査した結果要件に該当する方には、「介護保険負担限度額認定証」(以下、認定証)を発行します。要件に該当せず、利用者負担段階が第4段階になる方には、その旨を通知し、認定証の発行はいたしません。介護保険の認定新規申請中の方や転入された方等については、発行までに日数がかかる場合があります。適用日(減額が適用される日)は、申請書を受け付けた日の属する月の初日からです。ご注意ください。(例:1月20日に申請した場合は、1月1日から適用)

利用方法

利用する施設に認定証を提示することで、減額が適用されます。

その他

- ・給付額減額期間中の方は軽減の対象になりません。
- ・認定証の記載事項(氏名・住所)に変更があったときは、介護保険課給付係にご連絡ください。
- ・毎年、更新の手続きが必要です。認定証をお持ちの方には更新のご案内を6月頃に送付する予定です。
- ・特例減額措置について

利用者負担段階が第4段階の方は負担限度額が適用されませんが、以下の条件に該当する場合は特例的に第3段階の負担限度額の適用を受けられます。

条件に該当すると思われる方は、介護保険課給付係までお問い合わせください。

<特例減額措置の条件>

次の条件 ~ の全てに該当する人に条件 に該当しなくなるまで、利用者負担第3段階の食費及び居住費(両方でなくても可)の負担限度額が適用されます。

世帯員が2人以上いること。

- ・配偶者が世帯分離されている場合は、その数に1を加えます。

施設に入所・入院し、利用者負担第4段階の食費・居住費の負担を行っていること。

- ・短期入所(ショートステイ)の場合は、この特例減額措置は適用されません。

世帯及び配偶者の年間収入から施設での利用者負担(1~3割負担・食費・居住費)の見込額を差し引いた額が80万円以下となること。

- ・年間収入は、サービスを受ける日の属する年の前年(その日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年)の公的年金等の収入金額と合計所得金額を合計した額です。

- ・施設入所に伴い世帯分離した場合は、従前の世帯員の収入で計算します。

・見込額は、利用者負担第4段階である場合の額です。食費・居住費は契約による額、自己負担(1~3割)に対し高額介護サービス費等が支給される場合は、それを控除した額で計算します。世帯及び配偶者の現金、預貯金等(有価証券、債券等を含む)の額が450万円以下であること。世帯及び配偶者が所有する資産がすべて日常生活のために必要な資産(居住するための家屋など)であること。

世帯及び配偶者が介護保険料を滞納していないこと。

【問い合わせ先】〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

江戸川区役所福祉部介護保険課給付係

T E L 03(5662)0309

預貯金等の種類及び添付書類一覧

預貯金等の種類	添付書類	注意事項
預貯金(普通・定期)	通帳の写し <u>銀行名・支店名・口座番号・ 名義がわかるページ 最終の残高がわかるページ 定期預金のページ(所有者のみ)</u>	直近の記帳したものを ご提出ください。 本人(及び配偶者)名義 の通帳は全てご提出くだ さい。
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し	
金・銀(積立購入を含む)など購入先の口座 残高によって時価評価額が容易に把握 できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し	
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の 口座残高の写し	
現金(タンス預金など)		添付書類はありません。
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書の写しなど	預貯金等の額から 差し引きます。

マイナンバー(個人番号)の本人確認書類

本人による申請の場合

本人の番号確認書類 + 本人の身元確認書類 が必要です。

代理人による申請の場合

本人の番号確認書類 + 代理人の身元確認書類 + 代理権の確認書類 が必要です。

郵送で申請の場合は、写しをご提出ください。窓口で申請の場合は、原本をご持参ください。

本人の番号確認書類	下記のものいずれか1点を提出
マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、 マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	
本人または代理人の身元確認書類	下記AかBのいずれかを提出
A <u>顔写真付き身分証明書</u> の場合 右記いずれか1点を提出	マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、 住民基本台帳カード、身体障害者手帳、愛の手帳、介護支援専門員証、 写真付き身分証明書(学生証・社員証)等
B <u>顔写真無し身分証明書</u> の場合 右記いずれか2点を提出	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、医療保険被保険者証、 年金手帳、写真無し身分証明書(学生証・社員証)等
代理権の確認書類	下記のものいずれか1点を提出
法定代理人の場合	a 登記事項証明書、その他その資格を証明する書類
任意代理人の場合	b 委任状 委任状は郵送の場合も写しではなく、原本をご提出ください。
上記のもの(a・b)が提出困難な場合	本人の介護保険被保険者証、本人の介護保険負担割合証、 本人の医療保険被保険者証等

マイナンバーカード(個人番号カード) … 申請により交付された顔写真付きのカード

通知カード … マイナンバーが記載された紙製のカード

申請書提出時のチェックリスト

提出前に以下について、チェック確認をお願いします。
(例年多く見受けられる不備について掲載しています。)

<p>申請書</p>	<p>配偶者の有・無に○をつけましたか？ 非課税年金の受給がある方は、 にレ点チェックをつけ、「遺族年金」又は「障害年金」に○をつけましたか？</p>
<p>同意書 (申請書の裏面)</p>	<p>本人の欄を記入しましたか？ 配偶者がいる方は、配偶者の欄を記入しましたか？</p>
<p>預貯金等</p>	<p>銀行名・支店名・口座番号・名義がわかるページ(通帳の表紙をめくったページ)のコピーを添付しましたか？ 最新(提出日から2か月以内)に記帳した最終残高がわかるページのコピーを添付しましたか？ 定期預金がある場合、残高がわかるページのコピーを添付しましたか？ 有価証券・投資信託がある場合、口座残高のわかるもののコピーを添付しましたか？ 本人名義の全ての通帳のコピーを添付しましたか？ 配偶者がいる方は、配偶者名義の全ての通帳のコピーを添付しましたか？</p>
<p>マイナンバー (個人番号)確認書類</p>	<p>【本人が申請する場合】 本人の番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、(現住所が記載されているもの)、マイナンバーが記載された住民票)のコピーを添付しましたか？ 本人の身元確認書類(顔写真付き1点又は顔写真無し2点)のコピーを添付しましたか？ 【代理人が申請する場合】 本人の番号確認書類(上記と同じ)のコピーを添付しましたか？ 代理人の身元確認書類(顔写真付き1点又は顔写真無し2点)のコピーを添付しましたか？ 代理権の確認書類(本人の介護保険被保険者証、本人の介護保険負担割合証、本人の医療保険被保険者証等)を添付しましたか？</p>

○申請書の個人番号欄について、原則として個人番号(マイナンバー)を記載していただくこととしていますが、やむを得ず記載が出来ない場合は、申請書の個人番号欄に斜線を引いて提出してください。この場合、マイナンバー(個人番号)確認書類の提出は必要ありません。